

様式（第8条関係）

審 議 結 果

次の審議会等を下記のとおり開催した。

審議会等の名称	令和4年度 第2回益田市環境審議会
開催日時	令和5年2月10日（金）13：30～14：40
開催場所	益田市市民学習センター 多目的ホール
出席者	審議会委員 出席10名 欠席5名 事務局 4名 事業者 復建調査設計株式会社 3名
議 題	議題 益田市地球温暖化対策実行計画（案）について
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	なし
審議経過	
議 題	○益田市地球温暖化対策実行計画（案）について
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>「益田市地球温暖化対策実行計画」は「区域施策編」と「事務事業編」があり、地球温暖化対策推進法に基づいて地方公共団体が策定するものとされています。</li> <li>市町村においては「区域施策編」策定に努めることとされている一方「事務事業編」は策定が義務付けられています。</li> <li>益田市では「区域施策編」「事務事業編」ともに策定済みで、両計画とも今年度に改定を予定しています。</li> <li>「区域施策編」及び「事務事業編」の改定についてご審議をお願いします。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>「区域施策編」の改定について受託事業者より説明がなされた。</li> <li>「事務事業編」の改定について事務局より説明がなされた。</li> </ul>
市	
委 員	○質疑応答
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の推進について、益田市地球温暖化対策ワーキンググループの役割はどのようなものか。</li> <li>区域施策編の改定に当たっては、地球温暖化対策推進法の改正に基づいて市内の温室効果ガス排出量や再エネ導入の可能性などを加味して脱炭素の方針を反映させた計画とした。その方針について庁内関係課に確認しながら担当者レベルから推進していきます。</li> <li>計画の進捗管理はPDCAサイクルに沿って管理していきます。</li> </ul>
委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガスの算定方法はどのようなものか。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省が定めている「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」という資料を踏まえて推計しました。</li> </ul>
委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス排出量の将来推計について、現状趨勢ケースで2030年、2050年ともに基準年度と比較して減少しているのはなぜか。</li> </ul>

事業者

・経済成長率やエネルギー消費量の経年変化予測等を活用して推計しています。

－ 議事終了 －